

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 スポーツ課

不利益処分の内容	栃木市立小中学校施設の開放の利用承認の取り消し
根拠法令等及び条項	栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第12条
根拠条項	栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第12条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第12条 利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、利用許可の変更、中止又は取消しをすることができる。</p> <p>(1) 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 災害その他の事故により施設を利用することができなくなったとき。</p> <p>(3) 工事その他の都合により施設を利用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不相当と認めたとき。</p> <p>2 前項の場合において、利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その補償の責めを負わない。</p>